

候。抑も今回の争議は去五月以來大阪方面に類發したる後を承け、本月四日弊社電氣工作部職工一同よりの要求書提出に其端を發し漸次各部の職工に波及し、九日に至りて遂に總罷工の状態に陥りたるものに有之候其間職工側代表者と會社代表者とは職工側よりの請求に應じて數次の會見を遂げ本社代表者よりは最初電氣工作部職工代表者に致せし回答と終始同一の趣意を以て應答し、繰返へして會社の意のある所を披瀝するに相努め申候。即ち要求の條件たる工場委員制度の採用、其他組合の確認の如きは會社の制度を根本より變更するものにて社長不在の場合之に觸れ難く、殊に社長は従業員の幸福増進の爲め充分の了解ある人なれば其の歸朝を俟つ事の従業員の爲にも會社の爲にも最も得策なる旨を説き且つ世界的不景氣の今日、殊に其影響造船界に酷しく各國の造船工場は閉鎖の窮境に陥るもあり、偶事業を繼續せざるものも幾割の賃金値下げを行ひて、辛ぶじて收支を維持するの現状に有之、本社の如きも亦此不況の中において事業を繼續し、此際従業員の賃金を下げず、失業者をもし出すことなく、如何にかして此難關を切抜けんとして常に苦心焦慮する所にして現に失業者を出さぬ爲めには今日必要な仕入船を建造し居る始末なるを告げ且つ要求の諸問題は孰れも社長の歸朝迄徹に數箇月を待ち得ざる程、差迫りたる緊急の問題に非ざる事を説明したるに拘らず職工側は一意要求の承認を得んと主張したるに依り、此際職工側に於て強て解決を迫るに於ては止むを得ず之を謝絶するの外なき旨を論じて今日に及べる次第に有之候。

然るに此間、工場管理の聲頻りに職工側によりて唱へられ、去十三日に及びては工場内に於て公然之を唱へ翌日より直ちに實行に移るべきを宣言するに至り、此儘工場を解放し置けば、益々工場内の秩序を混亂せしめ事態を重大に導くの虞あるを以て止むを得ず茲に十四日より二十三日迄休業をなし、秩序の保全を圖るに立到りたる次第にて、今回測らず斯る争議を惹起候事、返すも弊社の遺憾に堪へざる所に候得共、弊社は従業員平素の勤勉に信頼し、此際一同が速かに一時の考違ひを悟り、他の煽動脅迫を排し、各自の自由意志を以て休日明けの二十五日より、靜かに各自の業に復すべき事を期待致居候次第に有之候。

終りに臨み弊社は、此争議の爲め市民各位に及ぼしたる御迷惑に對して、茲に承けて陳謝の意を表すると共に、各位が弊社眞意のある所を御諒察あらん事を切望する次第に御座候 敬具

大正十年七月二十一日

株式會社 川 崎 造 船 所

又會社側に於ては三菱の前例に倣ひ二十一日附を以て全職工に向け左の如き通知書を發送し就業勸

誘に努めたり。

當會社は来る二十五日より平常の通り工場を開く筈なるが現在の社則を守り誠意に就業の意志ある向は各自其旨をはがき又は手紙にて二十四日迄に到着するやう當社宛申出相成度候萬一二十五日迄に當工場の秩序恢復の見込み無き時は止むを得ず當分の内引續き休業致すべく候其際は露に通知の如く手當を支給せざる事に致すべく候念の爲通知候也

大正十年七月二十一日

川 崎 造 船 所

翌二十二日川崎争議團本部に於ては委員會を開き、前日會社が配布せる通知書は休業繼續を楯に會社側が争議團切崩しの方策より出でしものなりとなし之が對應策に就き協議の結果從來數回に亘りて發表せる「争議本部發表意見書」「電正會發表争議經過顛末」及び既定の「要求書」の三文書を取纏めて之を各區本部に送り同部の手を経て夫々一般職工に配布する事となれり。而して午後四時よりは更に最高幹部會を催し、會社の切崩策に對する争議團の態度を決する事となれり。

争議團としては初め會社側の職工に對する誘惑、脅威を避くるため故らに其の態度を鮮明せず二十四日の最高幹部會議を俟ちて決定する筈なりしが、二十四日に至りて初めて議する時は全職工に通ずるに手落ちもあるべく、斯くては二十五日の休業明けに全員の行動一致せざるべき虞れもあり、且つは會社側に所謂熟考反省の餘地を與ふる必要もあり二十四日まで旗幟を鮮明せざる事は決して策の宜しきを得たるものに非ずとの議生じたる結果にして、當日の會合は實に異常の緊張を示したり。各委員